

# 資料構成概説

## —収集と廃棄—

宮城県図書館 企画協力班 宇野亮一

### 目次

- はじめに
- 資料構成と知る自由
- 資料構成方針
- 資料選択
- 資料廃棄
- おわりに



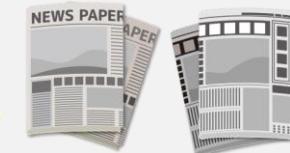
2

# はじめに

3

### はじめに ・選書?

選書の話?  
→本だけでは……



テンシ

●○	○●	○●	●○
----	----	----	----

4

1

## はじめに .. 資料

- ◆図書
  - ✓一般図書・参考図書・児童書・外国語図書…
- ◆逐次刊行物
  - ✓新聞・雑誌・政府刊行物…
- ◆視聴覚資料
  - ✓CD・DVD・カセット／ビデオテープ…
- ◆障害者サービス資料
  - ✓音訳（DAISY/カセットテープ等）・点訳・字幕…

※オンラインデータベース・インターネット情報源  
著作権法上は図書館資料ではないが現代では重要

5

## はじめに .. 方針

- ◆「古くは、1冊1冊の本を厳密に審査し選択し続けていけば理想的な蔵書が形成されるものと考えられていた」（『図書館ハンドブック 第6版』より）が……
- ◆まず方針を立てる
  - ✓どのような資料をどのように収集するか
  - ✓どのような資料をどのように除去するか
- ◆誰のために・どんな図書館になりたいか



7

## はじめに .. 選択？

資料選択の話？  
→選ぶ前に……



6

## はじめに .. 概念図

### 資料構成 (資料構成方針)

### 資料選択 (資料収集基準)

### 資料除去 (資料除籍基準)

※概念の階層を図示したものなので、実際の「方針」「基準」の名称や数（「方針」1本であるなど）は館により違う

8

# 資料構成と知る自由

9

## 資料構成 ..「資料」

- ◆「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもつとも重要な任務とする」「図書館の自由に関する宣言」序文
- ◆図書館の構成要素 = 資料・職員・建物・利用者
- ◆図書館員の仕事 = 人と資料をつなぐ  
∴「資料」は図書館にとって重要
- ◆どんな資料で構成されるか  
=「どんな図書館になりたいか」

10

## 資料構成 .. 知る自由

- ◆知る自由 = 基本的人権？
- ◆日本国憲法第21条  
「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。  
② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」
- ◆表現の自由 ⇔ 知る自由  
「知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する」「図書館の自由に関する宣言」序文

11

## 資料構成 .. 知る自由

- ◆いくら知る自由があると言っても一人では難しい  
→図書館が資料 = 情報を提供することで、自由を保障することが「もっとも重要な任務」

### 図書館法

第1条「この法律は、社会教育法の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする」

第3条第1項第1号「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料……を收集し、一般公衆の利用に供すること」と

### 学校図書館法

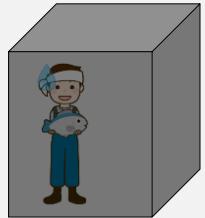
第1条「この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする」

第4条第1項第1号「図書館資料〔図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料：引用者〕を收集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること」

※第2項「学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる」

12

◆知る自由を支える



※「情報の洪水」とならないよう道案内（レファレンス！）も…

- (1) いろいろな見方の資料を収集する
- (2) 見方が自分と違っても排除しない
- (3) 個人で勝手に決定しない
- (4) 外部からの圧力や干渉に屈さない
- (5) 寄贈資料についても同じ  
資料の思想を図書館が支持するわけではない



草の根分けても探します！  
(「国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない」のだ…)

15

「図書館の自由に関する宣言」

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
  - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
  - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
  - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
  - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

14

資料構成方針

16

- ◆資料構成は……
  - ×個人の恣意的判断
  - ×異動ごとにころころ変わる
  - 組織による継続的判断

∴構成方針を成文化する

さらに

- ◆利用者に、適切か考えてもらう・意見を求める
 

∴「成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる」

17



## 「図書館資料と知る自由」

### 第2 資料収集にあたっての基本的な考え方

資料収集にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1)生涯学習に役立つ図書館として、広く県民の学習に供する資料の収集に努める。
- (2)情報の拠点としての図書館として、県民の多様な調査・研究に役立つ資料の収集に努める。
- (3)次世代の育成に役立つ図書館として、宮城資料及び児童資料の収集に努める。
- (4)県民の「知る自由」に応えることができる資料の収集に努める。

〔5・6略〕

19

## 「誰のため・何のために？」

### 宮城県図書館資料収集方針（以下同じ）

#### 第1 目的

宮城県図書館（以下「当館」という。）は、全ての県民が目的に応じた知識や情報を入手して、生活の向上、地域社会の発展に貢献し、広く文化的な営みを持つための情報提供の拠点として存在する。また、当館に所蔵される叡智の集積を全国に発信し、未来へ伝える責務を担う。

このような当館の使命に鑑み、公平かつ長期的な視点に立って、公共図書館として備えるべき適切な蔵書構成の実現を図るため、本収集方針を定めるものとする。

18

## 「誰が・どのように収集し判断する？」

### 第4 資料収集の方法

- (1)購入、寄贈及び管理換え等により収集する。
- (2)特に蔵書構成上必要であって、市販されていない資料及び一般的の流通ルートによらない資料については、寄贈等により積極的かつ的確な収集を図る。

### 第5 資料選定の組織

- (1)資料の選定については、宮城県図書館資料選定会議（以下「資料選定会議」という。）が、本収集方針及び別に定める資料選定基準に基づき行う。
- (2)資料選定会議の運営に関わる事項は、別に定める〔ママ〕

20

## 「どんな資料を収集する？」

### 第2 資料収集にあたっての基本的な考え方【再掲；5・6新規】

資料収集にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1)生涯学習に役立つ図書館として、広く県民の学習に供する資料の収集に努める。
- (2)情報の拠点としての図書館として、県民の多様な調査・研究に役立つ資料の収集に努める。
- (3)次世代の育成に役立つ図書館として、宮城資料及び児童資料の収集に努める。
- (4)県民の「知る自由」に応えることができる資料の収集に努める。
- (5)時間の経過にあっても輝きを失わない資料の収集に努める。
- (6)市町村図書館等からのニーズに応えることができ、本館の目的に適う資料の収集に努める。

21

## 「どんな資料を収集する？」

### 第3 収集資料ごとの注意点

収集する資料ごとの注意点は、次のとおりとする。なお、各資料の選定に関わる事項は、別に定める宮城県図書館資料選定基準（以下「資料選定基準」という。）による。

#### (1)一般図書

イ 県民の知的関心に応え得る蔵書構成を図るため、新刊図書は幅広く収集する。

ロ 通俗書、娯楽書については、厳選する。

〔以下省略〕 <https://www.library.pref.miyagi.jp/about/collection.html>

↑全文はこちらで！

22

## 「リクエストや意見への対応」

### ◆利用者からの

- ✓リクエスト（個別の資料への要求）
- ✓賛否の意見（構成方針・選択基準への要求）

は重要であることを示す

### ◆「拡張型の方針」

※宮城県図書館では「資料収集方針」>「資料選定基準」>  
「選定基準に係る運用方針」とやや深いところに

23

## 「廃棄について」

### ◆収集だけでなく廃棄も重要

◆収集同様、廃棄も恣意的に実施しないなど、基本的な考え方を示す

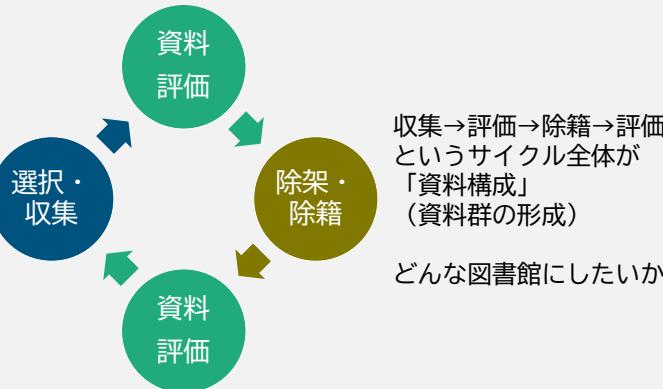
### ◆収集と廃棄の両輪が「資料構成方針」

※宮城県図書館が「資料収集方針」なのは、県の図書館として保存も重視し、基本的に廃棄を行わないため。

「方針」 = 「どのような図書館になりたいか」は図書館によって異なる。

24

## 構成方針…継続的努力



25

## 構成方針…図書館協力

「必要な資料すべてを揃えることはできない……」  
「廃棄してしまって大丈夫だろうか……」

↓

- ◆相互貸借・分担収集・分担保存といった方法も

The screenshot shows a search interface for the Miyagi Prefectural Library Catalogue. The top bar is green with '協力業務' (Cooperative Services) and '相互貸借サービス' (Mutual Lending Services). The main search area has a title '宮城県内図書館総合目録 (横断検索)' (Miyagi Prefectural Library Catalogue (Cross-search)). Below it, there is explanatory text about mutual lending services and a search input field with a placeholder '検索条件入力' (Search conditions input).

26

## 資料選択

27

## 資料選択

- ◆資料構成方針→資料選択基準  
(別途基準を文書化するか, 方針に一括して記述するかは館の規模などで)  
いずれにせよ……

- ◆毎年何万点もの新刊書が発行される  
(2020年: 68,608点)  
→「選択」が必要

例「地方自治に関する図書は  
積極的に収集する」が…



28

## 資料選択 .. 直接選択

直接選択＝実際の資料をもとに選択する  
資料の手触りやフォントなど総合的に判断できる

### ◆見計らい

- ✓書店や取次が図書館に資料を持参する
- ✓どのような資料を持参してもらうか（新刊全ては無理なので）定めておく



29

### ◆書店等へ

- ✓書店等へ赴いて確認する
- ✓児童書展も
- ✓日販図書館選書センター

## 資料選択 .. 間接選択

間接選択＝リストや書評などをもとに選択する  
網羅的に確認することができる

### ◆既刊案内

- ✓『週間新刊全点案内』等
- ✓全国書誌データ（国立国会図書館サーチで検索可能）

### ◆近刊案内

- ✓近刊情報（国立国会図書館サーチで検索可能）
- ✓「これから出る本」  
(<https://www.jbpa.or.jp/database/publication.html>)

### ◆書評

- ✓『週刊読書人』『図書新聞』等
- ✓総合紙掲載の書評も（参考：「新聞の書評コーナーで紹介された本」<https://www1.e-hon.ne.jp/content/shohyo/index.html>）

30

## 資料選択 .. 寄贈

- ◆現物がある＝方法としては直接選択
- ◆主体は図書館であり、方針・基準に基づいて選択（受入を判断）する
- ◆受け入れたあとの扱いは図書館に一任するといい
  - ✓〇〇文庫？ 混排？
  - ✓利用されなくなれば除籍する
  - ……など

※灰色文献（行政機関・団体等の文書など）や一部の逐次刊行物は「寄贈を依頼」することがあるかもしれないが

31

## 資料選択 .. リクエスト

- ◆構成方針・選択基準への利用者の意見  
→重要な情報として積極的に受け入れる
- ◆一方、館としての構成方針・選択基準も重要
- ◆他館からの借受・複写の取り寄せ等も検討する

### 他の図書館への資料の貸出し

当館では個人に対する資料の貸出しを行っていませんが、お近くの図書館や所属の大学図書館などを通じて図書館間貸出しサービスを利用することができます。ただし、以下に述べるようにさまざまな制限があります。

※海外の図書館へ資料を貸し出すする  
ご覧ください。

▶ [他の図書館への資料の貸出し（海外）](#)

図書館等から申し込む

※国立国会図書館  
ウェブサイトより

お近くの公共図書館、所属の大学図書館を通じて当館所蔵資料の複写を申し込み、複写製品を受け取ることができます。お近くの図書館が当館の複数複写サービスに対応しているかどうかは直接それぞれの図書館にお問い合わせください。

※お近くの公共図書館、所属の大学図書館を通じて申込みをされた複写に関するお問い合わせは、それぞれの図書館にお問い合わせします。

32

- ◆（直接選択であっても）全て通読することは不可能
- ◆内容を素早く掴む
  - ✓ タイトル・目次・あらすじや解説に目を通す
  - ✓ 著者はどんな人？
  - ✓ 出版社は？
  - ✓ 出版年は？
  - ……など



33

- ◆個人ではなく組織で判断する
- ◆「資料の選定については、宮城県図書館資料選定会議が、本収集方針及び別に定める資料選定基準に基づき行う」（宮城県図書館資料収集方針）
- ◆学校図書館でもリストを回覧する等で



35

- ◆（よい資料でも）自館に合っていないことも
- ◆使われ方を掴む
  - ✓ 貸出の統計を取る
  - ✓ 利用の様子を実際に見る
  - ✓ カウンターで利用者と接する
  - ✓ レファレンスでどんな資料を使った？
  - ……など



34

## 資料廃棄

36

## 資料廃棄

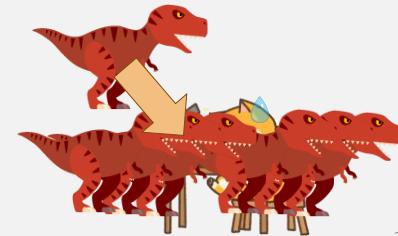
- ◆資料構成方針→資料廃棄基準  
(別途基準を文書化するか, 方針に一括して記述するかは館の規模などで)  
  いずれにせよ……
- ◆書架には限りがある  
(特に開架)  
→「廃棄」が必要



37

## 資料廃棄..資料更新率

- ◆書架の新鮮さを保つ
- ◆「[公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について\(報告\)](#)」では, 望ましい「開架に占める新規図書比」を9.1~10.9%としている
- ◆古い資料=情報ばかりでは図書館への信頼が揺らぎ, 利用が減少する



38

## 資料廃棄..不明本等

- ◆破損資料を補修するコスト
- ◆不明資料を放置するリスク (あるはずなのに無い…では)
- ◆補修・探索も必要だが, 利用が活発になればなるほど一定の破損等は生じる



39

## 資料廃棄..現状把握

- ◆貸出調査・利用調査等を行う  
↓
- ◆利用されていない資料を廃棄する  
(爾後の構築方針・選択基準等も適宜見直す)
- ◆蔵書点検等を行う  
↓
- ◆一定期間発見されなかった資料を除籍する  
(記録から除く)

40

- ◆個人ではなく組織で判断する
- ◆個人の思想信条に反する資料を独断で廃棄したというような例は「図書館の自由」を危険にさらす
- ◆学校図書館でもリストを回覧する等で



41

おわりに

42

図書館を形作る重要な要素である「資料」の構成は、「どのような図書館を目指すか」を示すことであり、図書館全体、さらには利用者の意見も取り入れて考えていく必要があります。

構成の「方針」、そして選択や廃棄の「基準」を成文化し、かつ不斷に見直していくことで、よりよい機関となるよう県図書館としても協力していきたいと思います。

43

図書館用語辞典編集委員会編『最新図書館用語大辞典』柏書房、2004  
日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会編『図書館ハンドブック第6版』日本図書館協会、2005  
全国出版協会出版科学研究所『出版指標年報』出版科学研究所

宮城県図書館「図書館の収集資料」（2021年9月16日最終確認）  
<https://www.library.pref.miyagi.jp/about/collection.html>

日本図書館協会「図書館の自由に関する宣言」（2021年9月16日最終確認）  
<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>

44